

大和市告示第16号

大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年2月5日

大和市長 古谷田 力

大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱

(大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大和市保育所等整備事業費補助金交付要綱(平成29年大和市告示第95号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所等整備交付金交付要綱(平成30年5月8日厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」を「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(令和5年8月22日こ成事第466号こども家庭庁長官通知「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」に改める。

第2条第2号中「国要綱別表1-5又は別表1-6」を「前号」に改め、同条第3号中「別表1-7」を「別表1-4」に改め、同条第4号中「別表1-8」を「別表1-5」に改める。

第5条第3号及び第8条ただし書中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

別表第1補助事業の欄中「第8項(1)ア」を「第8項(1)①」に、「第8項(1)イ」を「第8項(1)②」に、「第8項(3)ア」を「第8項(4)①」に、「第8項(3)イ」を「第8項(4)②」に、「第8項(4)」を「第8項(5)」に、「第8項(5)」を「第8項(6)」に改め、同表補助基準額の欄中「別表2-1」、「別表2-2」、「別表2-8」及び「別表2-9」を削り、「交付基準額」を「交付額」に、「別表1-7に定める基準額」を「に基づき算出した交付額」に、「別表1-8に定める基準額」を「に基づき算出した交付額」に改める。

(大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱(平成22年大和市告示第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知」を「令和5年10月12日こ成事520号こども家庭庁長官通知」に改める。

第2条第1号中「第3項第14号」を「第3項第12号」に改める。

第5条第4号中「500,000円(第2条第2号に掲げる事業にあつては、300,000円)」を「300,000円」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第9条第1項ただし書中「500,000円以上（第2条第2号に掲げる事業にあつては、300,000円以上）」を「300,000円以上」に改め、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部改正）

第3条 大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱（平成26年大和市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」を「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第466号こども家庭庁長官通知「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」に、「）、」を「）及び」に、「平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知」を「令和5年10月12日こ成事第520号こども家庭庁長官通知」に改め、「及び認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文部科学大臣裁定）並びに神奈川県認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成29年2月2日施行。以下「県整備要綱」という。）」を削る。

第2条中第4号から第6号までを削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）保育所型認定こども園 法第3条第1項の規定による認定を受けた保育所をいう。

第4条中「学校法人又は社会福祉法人」を「国整備要綱第6項に規定する設置主体」に改める。

第8条第4号中「500,000円」を「300,000円」に改める。

第11条中「第3項第14号」を「第3項第12号」に改め、同条第2号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第12条第1項中「10年間」を「5年間」に改め、同項ただし書中「財産処分の制限のある財産に関するものについては、当該財産の処分が終了する」を「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅

い日」に改め、同条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条関係）

対象施設	整備区分	補助事業	補助基準額
幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園	創設、増築及び増改築	国整備要綱第8項第2号①ア若しくはイ又は同号②ア若しくはイに規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に、2（国整備要綱第8項第2号①ア又はイに規定する施設整備事業にあつては、2分の3）を乗じて得た額
	大規模修繕等		
	防音壁整備	国整備要綱第8項第5号に規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
	防犯対策の強化に係る整備	国整備要綱第8項第6号に規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
幼稚園型認定こども園	創設、増築及び増改築	国整備要綱第8項第2号②ウに規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
	大規模修繕等		
	防音壁整備	国整備要綱第8項第5号に規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額
	防犯対策の強化に係る整備	国整備要綱第8項第6号に規定する施設整備事業	国整備要綱に基づき算定した交付額に2を乗じて得た額

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する長時間預かり保育等実施幼稚園	改修費等	国要綱第3項第12号に規定する保育所等改修費等支援事業であつて、長時間預かり保育の実施に必要な改修を行う事業	国要綱に基づき算定した交付額に2分の3を乗じて得た額
--	------	--	----------------------------

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。